

## 《狩 獵 者 の 入 林 心 得》

網走中部森林管理署

### 1 可猟期間

網走中部森林管理署管内国有林の市町村の可猟期間は次のとおりとなっていますのでご注意願います。

佐呂間町：平成28年10月 1日～平成29年3月31日まで

北見市：平成28年10月22日～平成29年2月28日まで

置戸町：平成28年10月22日～平成29年2月28日まで

### 2 狩猟区域の制限

林地内では造材、造林事業等のため多くの人たちが仕事をしております。したがって、事業実行箇所には立ち入ることは出来ません。別紙図面には現在作業している箇所を図示してありますので、この場所には立ち入らないで下さい。

- (1) 入林禁止区域の変更（追加・解除）については北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>）で逐次周知しますので、必ずホームページで最新情報を確認の上、入林して下さい。
- (2) 法規制等区域（鳥獣保護区等）以外の当署で定めた狩猟入林禁止区域については、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（平成28年12月29日～平成29年1月3日）に限り可猟としますが、入り口にはゲートを設け施錠しているところもあります。**狩猟入林禁止区域に土・日・祝日・年末年始に入林する場合は、車両での入林は行わないで徒歩で入林して下さい。**
- (3) 林業事業体の関係者は仕事の都合等で休日に入林することもあります。その場合には「**本日作業中**」の看板を設置していますので注意して下さい。また、作業現場や土場（丸太を置いてある所）の周辺には「**発砲禁止**」等の標示がありますので、そうした箇所で発砲は絶対にやめて下さい。
- (4) 別紙図面で作業のない箇所においても臨時的に作業に入る場合があります。その際は、臨時ゲート及び立札を設置しますので、そのような箇所には立ち入らないで下さい。

### 3 入林承認証の提示

- (1) 森林官、森林管理署員、警察、地元猟友会が狩猟入林承認証の提示を求めた時にご協力願います。
- (2) 車両入林承認証を必ず車のフロントガラスの見えやすい箇所に掲示してください。承認証のない車両は不許可車両として扱います。

### 4 狩猟巡視員

管内国有林において狩猟巡視委託業務を実行し、適正な狩猟が行われているか車両により巡視して狩猟者に対しマナーの啓発・残滓確認等を実施しており、狩猟巡視員より質問等を求められた場合はご協力願います。

### 5 植物・その他施設の保護

- (1) 樹木、その他施設等を損傷したり無断で使用することのないようにして下さい。
- (2) 林内での寝泊まりはしないで下さい。（たき火は禁止しています。）

- (3) 自然の保護及び事故防止のためスノーモービルの入林を禁止します。また、空きビン・空き缶・紙くず・ビニール等は必ずお持ち帰り下さい。

## 6 鳥獣保護区等

別紙図面の鳥獣保護区および置戸湖周辺での狩猟は出来ません。

## 7 その他

- (1) 狩猟期間中は狩猟者等の車両の通行が増えますが、林道・作業道は一般の道路とは違い、道幅も狭く、見通しも悪いので安全運転を遵守し、交通事故の未然防止に努めて下さい。  
また、林道の状態によっては通行止めとする場合もありますので注意して下さい（本年度は台風被害により通行できない林道や通行できても危険な箇所がある林道が多数あります。これらの情報は、随時、局ホームページにて図面等によりお知らせしますので確認をお願いします。）。
- (2) 「**駐車禁止**」の標示がある待避所には駐車しないで下さい。
- (3) 鹿の解体を行った後、林内に残滓を放置することは熊等を寄せ付ける危険があるとともに、環境衛生上の問題があることから絶対に行わないで下さい。残滓の放置を発見した場合はゴミの不法投棄として対応します。
- (4) その他看板等の設置については別紙のとおりとしておりますので、ご確認の上、入林して下さい。

(連絡先： ☎ 0 1 5 7 - 5 2 - 3 0 1 1)